

件名:	婚活イベント開催への支援について
担当課:	こども未来部 こども未来課 子育て応援担当 (電話:083-934-2756) 農林水産部 農山村づくり推進課 移住定住担当 (電話:083-934-4646)

この度、本市では、結婚を希望される方々への応援機運の醸成と、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化対策の推進を目的として、結婚を希望される男女の出会いの機会の創出が期待される婚活イベントの開催を支援する「山口市婚活イベント支援事業補助金」制度、及び、特に人口減少が著しい農山村エリアへの定住促進を目的として、農山村エリアの基幹産業である農林水産業の従事者を対象とした婚活イベントの開催支援を行う「山口市農林水産業担い手交流・婚活イベント開催事業補助金」制度の2つの婚活支援制度を創設しました。

両補助金ともに、婚活イベント等の開催に要する経費の一部を補助することにより、イベント開催の促進を図り、男女の出会いの機会の創出を図るものです。

【山口市婚活イベント支援事業補助金】

1 補助対象者

市内に事務所等を有する団体（法人格の有無は問わない、）とし、次に該当する団体を除く。

- ・政治活動を行うことを目的とする団体
- ・宗教活動を行うことを目的とする団体
- ・暴力団または暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者を含む団体
- ・その他市長が適当でないと認める団体

2 対象事業

結婚を希望する独身男女の交流または健全な出会いの創出を目的として実施する事業で、次の要件を全て満たすもの。

- ・営利を目的としないこと
- ・20歳以上の独身男女を対象とすること
- ・参加者総数は10人以上とし、本市在住者又は在勤者を参加対象者に含めて募集をすること
- ・参加予定者の男女の比率に著しい差異が生じないものであること

- ・特定の団体や会員のみを対象としないこと
- ・原則として、本市内を会場とすること
- ・公序良俗に反する内容または社会通念上相当でない認められる内容を含まないこと
- ・この補助金のほか、山口市から補助金等を受けていないこと

3 補助対象経費

事業の開催経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、その他の必要経費）

※団体における恒常的な人件費や運営費、参加者が消費する経費（飲食費、交通費、宿泊費）、記念品代及び土産代は対象外

4 補助金額及び補助率

1事業あたり上限10万円、補助対象経費の2分の1

※同一補助対象者への交付は、同一年度において上限20万円

5 申請方法及び申請先

事業の開催前に、補助金交付申請書等の必要書類を山口市こども未来課へ提出

【山口市農林水産業担い手交流・婚活イベント開催事業補助金】

1 補助対象者

市内に事務所等を有する団体（法人格の有無は問わない、）とし、次に該当する団体を除く。

- ・政治活動を行うことを目的とする団体
- ・宗教活動を行うことを目的とする団体
- ・暴力団または暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者を含む団体

2 対象事業

山口市内の農林水産業の担い手の結婚へのきっかけを創出するイベントであって、次の要件を全て満たすもの。

- ・20歳以上の独身男女を対象とすること
- ・参加者の定員が10人以上であること
- ・農山村エリアへの移住定住促進が期待できる事業であること

- ・ 山口市内の施設等を会場とすること
- ・ 特定の団体や会員のみを対象としないこと
- ・ 公序良俗に反する内容でないこと
- ・ 国、地方公共団体（山口市含む。）及びそれらの外郭団体から他の補助金の交付を受けた事業でないこと

3 補助対象経費

事業の開催経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、保険料、使用料及び賃借料、その他の必要経費）

※団体における恒常的な人件費や運営費、参加者が消費する経費（飲食費、交通費、宿泊費）、記念品代及び土産代は対象外

4 補助金額及び補助率

1 事業あたり上限10万円、補助対象経費の3分の2

※同一補助対象者への交付は、同一年度において上限20万円

5 申請方法及び申請先

事業の開催前に、補助金交付申請書等の必要書類を山口市農山村づくり推進課へ提出